

平成18年度下請代金支払状況等 実態調査書面調査結果について

国土交通省総合政策局建設業課

まえかわ たけし
構造改善係長 前川 健



はじめに

国土交通省では、毎年、全国の元請業者に対して、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を把握するとともに、元請・下請関係の適正化についての指導等に活用することを目的として、下請代金支払状況等実態調査を実施しているところである。

書面調査の結果から、改善が必要な場合には個別業者に対して、書面での改善指導を行うとともに、国土交通大臣許可の建設業者約300社を対象に立入調査を行い、直接改善指導を行うなど、元請・下請関係の適正化を積極的に推進することとしている。

今般、平成18年度下請代金支払状況等実態調査書面調査結果を取りまとめたので、その概要を紹介するとともに、あわせて、元請・下請関係の適正化のために遵守すべき事項等を紹介する。



調査の概要

(1) 下請代金支払状況等実態調査（特定建設業許可業者対象）

① 調査の目的

特定建設業許可業者の下請業者に対する代金支払や請負代金の決定など下請代金支払状況等の実

態を把握するとともに、元請・下請関係の適正化についての指導等に活用することを目的とする。

② 調査の対象

国土交通大臣および各都道府県知事の許可に係る特定建設業許可業者（平成18年3月末現在約50,000業者）から許可行政庁別業者数および企業規模に応じて無作為抽出した5,000業者を対象とした。

5,000業者の内訳

資本金1億円超の国土交通大臣許可業者	1,000社
資本金1億円以下の国土交通大臣許可業者	2,000社
都道府県知事許可業者	2,000社
合計	5,000社

なお、平成17年度国土交通省直轄工事等における低入札価格調査対象業者の中から特定建設業者500社を抽出して本調査の対象としている。

③ 調査実施期間 平成18年7月～8月

④ 集計・分析 有効回答を得た3,805事業所について集計、分析を実施。

⑤ 調査項目 下請契約の内容、下請代金の支払状況他

(2) 下請代金受取状況等実態調査（1次下請業者対象反面調査）

① 調査の目的

特定建設業許可業者と取引のある1次下請業者

の下請代金受取状況等の実態を把握するとともに、元請・下請関係の適正化についての指導等に活用することを目的とする。

② 調査の対象

下請代金支払状況等実態調査対象業者のうち、国土交通大臣許可の特定建設業許可業者で資本金が1億円を超える業者の中から400業者を無作為抽出し、当該元請業者と取引のある下請業者それぞれ3業者(400×3=1,200業者)を対象とした。

③ 調査実施期間 平成18年8月～9月

④ 集計・分析 有効回答を得た807事業所について集計、分析を実施。

⑤ 調査項目 請負契約の内容、下請代金の受取状況他

(3) 下請代金支払状況等実態調査(一般建設業許可業者対象)

① 調査の目的

一般建設業許可業者の下請業者に対する代金支払や請負代金の決定など下請代金支払状況等の実態を把握するとともに、元請・下請関係の適正化についての指導等に活用することを目的とする。

② 調査の対象

国土交通大臣許可業者のうち一般建設業許可のみを取得している業者(平成18年3月末現在約

4,000業者)から許可行政庁別業者数および企業規模に応じて無作為抽出した1,000業者を対象とした。

③ 調査実施期間 平成18年7月～8月

④ 集計・分析 有効回答を得た536事業所について集計、分析を実施。

⑤ 調査項目 請負契約の内容、下請代金の支払状況他



下請代金支払状況等実態調査 調査結果(抜粋)(特定建設業許可業者対象)

下請代金の決定方法

・見積書に基づき協議により決定
(支払調査)97.1% (受取調査)97.2%

・自社単独で決定(支)2.9% (受)2.8%

契約締結の方法

・何らかの形で契約書を用いている
(支)86.4% (受)88.2%

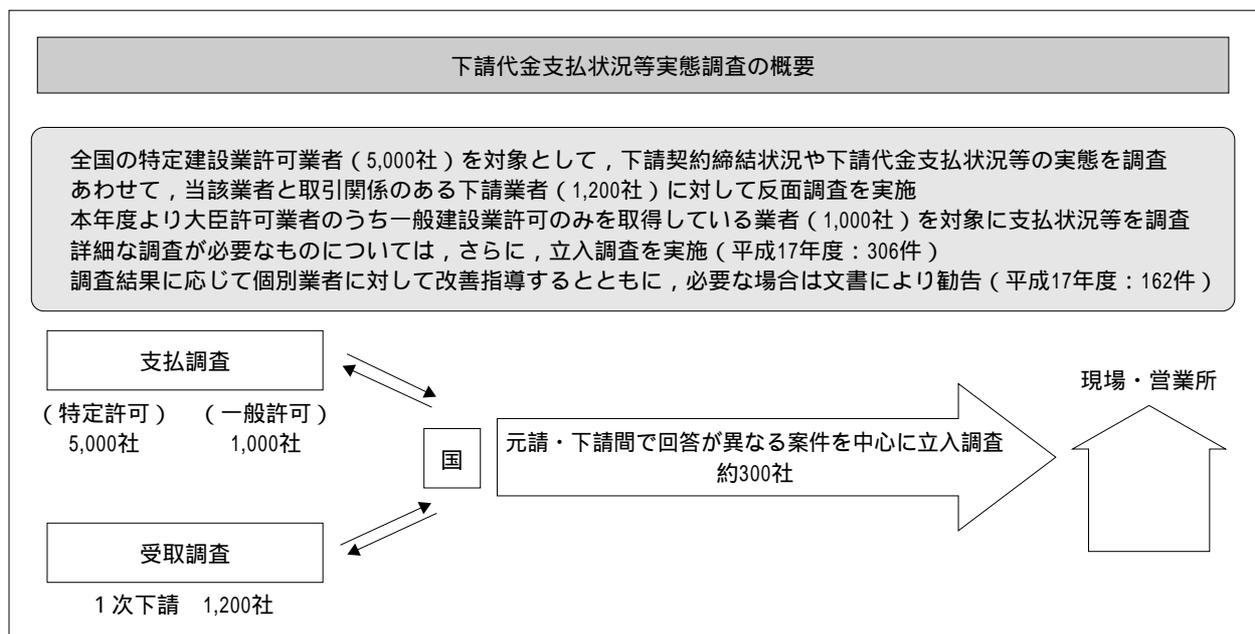
・注文書・請書の交換・送付
(支)12.9% (受)11.5%

・メモ又は口頭(支)0.7% (受)0.3%

引渡し申し出から支払までの期間(公共工事)

・50日以内(支)97.9% (受)94.9%

・50日を超える(支)2.1% (受)5.1%



支払方法（公共工事・労務）

- ・全額現金（支）95.9%（受）69.3%
- ・全額手形（支）0.1%（受）1.2%
- ・現金と手形の併用（支）4.1%（受）29.5%

支払方法（公共工事・材工一式）

- ・全額現金（支）45.2%（受）34.3%
- ・全額手形（支）0.7%（受）1.9%
- ・現金と手形の併用（支）54.1%（受）63.8%

手形期間（公共工事・労務）

- ・120日以内（支）96.2%（受）93.9%
- ・120日を超える（支）3.8%（受）6.1%



元請下請関係の適正化のために 遵守すべき事項

(1) 見積りについて

- ・下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするとし、見積依頼書の提示および適正な見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- ・下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。
- ・見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会から『総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成』の申合せがなされているので参考にすること。

(2) 契約について

- ・建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款またはこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期および工程の設定を含む契約を締結すること。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称および所在地について書面に記載すること。

- ・工事内容に変更が生じ、工期または請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により書面による契約をもってこれを変更すること。

(3) 前払金について

- ・元請業者が前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこと。
- ・公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- ・公共工事にかかる前払金については、下請業者の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前金払を行うよう努めること。

(4) 検査および引渡しについて

- ・下請業者から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。
- ・検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

(5) 支払期日について

- ・下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- ・注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- ・特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの

申出の日から50日を経過する日以前で、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、50日というのはあくまで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。

(6) 支払方法について

- ・下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- ・公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときは、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

(7) 手形期間について

- ・手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とすること。
- ・特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(8) 下請業者への配慮について

- ・元請業者は、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。
- ・公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティーネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請業者への支払の適正化に配慮すること。

(9) 施工体制台帳について

- ・公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の受注者による施工体制台帳写しの発注者への提出が義務付けられたところであり、さらに、平成13年10月1日以降に契約された公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとしたので、徹底を図ること。

(10) 関係者への配慮について

- ・資材業者、建設機械または仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記(1)から(9)までの事項に準じた配慮をすること。

5 おわりに

元請・下請間における取引については、徐々に改善しているものの、書面による下請契約が行われていない例や前払金や労務費相当分などの必要な資金についても下請業者に対して適正に支払われていない例のほか、元請業者によるいわゆる「指値」による発注が多く見られるなど、依然としてその改善が遅れている状況が見受けられる。特に、下請契約の内容を変更する場合、当該変更部分の建設工事の開始に先立って書面による契約が行われていない例が多く見られる。

最近の厳しい建設産業の経営環境の中で、とりわけ元請・下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、また、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えている。

また、平成18年に入ってから、国・地方公共団体発注の公共工事における極端な低価格による受注が著しく増加している。いわゆるダンピング受注は、建設生産物の品質に支障を及ぼす恐れがあるとともに、安全対策の不徹底、下請業者や建設労働者へのしわ寄せ等を招き、建設産業の健全な発展を阻害する恐れがある。このため、国土交通省ではダンピング防止対策として、発注者としての対策に加えて、建設業法に基づく立入調査を強化し、契約の締結状況や下請代金の支払状況等について、より詳細な実態把握を行っているところである。

各企業、建設業者団体、行政の関係各位におかれては、関係法令や通達、指針等を遵守し、元請・下請取引の適正化に努められるよう、より一層のご理解とご協力をお願いする次第である。

調査結果の詳細は下記 URL に掲載している。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/motoshita.htm>